



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
7月14日
第427号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課).....	1
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の指定(障害福祉課).....	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課).....	2
特定計量器定期検査の実施(計量検定所).....	2
道路の供用開始(道路保全課).....	2

○ 公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告(中小企業支援課).....	3
令和5年度職業訓練指導員試験実施公告(労働雇用政策課).....	4
県営土地改良事業工事完了公告(耕地課).....	6
一般競争入札の公告(DX推進課、警察本部会計課).....	6

○ 環 境 事 務 所 告 示

土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定(東近江).....	10
-----------------------------------	----

○ 農 業 農 村 振 興 事 務 所 公 告

土地改良区設立認可公告(大津・南部).....	10
土地改良区定款変更認可公告(高島).....	10

告 示

滋賀県告示第293号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ディアユー福祉サービス南草津店	草津市野路一丁目16-13ア メニティ南草津ファイブ902号	合同会社ディアユー 代表社員 堀田知子	大阪府大阪市城東区蒲生三丁目8-21	福祉用具貸与	2570601811	令和5.4.1

滋賀県告示第294号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として、次の者を指定した。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号
オハナ	長浜市湖北町小倉127-8	Ohana合同会社	米原市能登瀬214番地3	放課後等デイサービス	令和5.7.1	2550300269
放課後等デイサービスひかり	湖南市岩根中央三丁目53番地	合同会社つばみ	甲賀市水口町牛飼953番地	放課後等デイサービス	令和5.7.1	2552300150

滋賀県告示第295号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ウェルメント近江八幡2	近江八幡市鷹飼町北三丁目8-2	特定非営利活動法人ウェルメント	甲賀市水口町笹が丘1番地59	就労継続支援B型	令和5.7.1	2510400456
デイサービスセンター藤	高島市マキノ町西浜1415番地	社会福祉法人たかしま会	高島市マキノ町西浜1415番地	生活介護	令和5.7.1	2512200409
デイサービスセンター藤短期入所	高島市マキノ町西浜1415番地	社会福祉法人たかしま会	高島市マキノ町西浜1415番地	短期入所	令和5.7.1	2512200409

滋賀県告示第296号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査(ひょう量500キログラム以下のもの)を次のとおり実施する。

なお、特定計量器検定期間規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器の所在場所で行う定期検査は、検査期日(高島市および草津市にあっては、検査期日の初日)以後60日以内に実施する。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 検査を行う区域、検査を実施する期日および検査を実施する場所

検査を行う区域	検査を実施する期日	検査を実施する場所
高島市の区域	9月1日(金)	高島市役所マキノ支所車庫
	9月4日(月)	安曇川ふれあいセンター車庫
	9月5日(火)	高島市役所今津支所車庫
	9月7日(木)	高島市役所朽木支所車庫
	9月7日(木)	高島市役所高島支所車庫
	9月8日(金)	高島市役所車庫
野洲市の区域	9月11日(月)	野洲市役所東別館車庫
栗東市の区域	9月12日(火)	栗東市総合福祉保健センター
草津市の区域	9月14日(木)	滋賀県南部合同庁舎車庫
	9月15日(金)	滋賀県計量検定所

2 指定定期検査機関の名称 一般社団法人滋賀県計量協会

滋賀県告示第297号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年7月14日から令和5年7月28日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
大津能登川長浜線	東近江市能登川町字二ノ坪519番地先から 東近江市能登川町字坂東辻578番地先まで	令和5.7.14	L=189.7m

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 ドラッグコスモス堅田店 大津市本堅田六丁目3033番1
- 2 意見の概要 大津市からの意見
 - (1) 令和4年4月1日に施行された大津市交通安全条例(令和3年大津市条例第59号)第7条では、住宅、事業所その他の施設において工作物を配置する等の場合、道路の見通しを確保できるように、市は市民および事業者による取組を推進することを定めています。特に、敷地出入口について、見通しの確保に配慮してください。
 - (2) 青少年の健全育成の見地から具体的な防犯対策を講じること。また、地域住民や関係団が行う青少年の健全育成に向けた諸活動に対しては、事業者の責務として積極的に協力をされたい。
 - (3) 当該地(店舗)から排出されるごみについて
 - ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第3条に基づき自己処理(大津市の許可業者への委託を含む。)等するとともに、家庭ごみの集積所への排出は厳に慎むこと。特に、同法第2条に規定する廃棄物については、安全かつ適正に処理すること。
 - イ ごみの減量、再資源化に努めること。
 - ウ 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例(平成6年大津市条例第17号)第30条に基づく保管庫を設置すること(カタログ等添付要)。また、新設する保管庫に隣接する土地所有者に土地利用計画を十分説明し、理解を得ること。
 - エ 関係法令に基づき、一般廃棄物と産業廃棄物の分別について徹底すること。また、一般廃棄物については、大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する規則(平成6年大津市規則第45号)第16条の保管基準を遵守すること。
 - (4) 既存建物等の除去に伴い発生するコンクリート殻等、がれき類等の産業廃棄物の処理については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、適法かつ適正に事業者の責任において処理すること。
 - (5) 大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例第16条の3および第16条の4の規定に基づき、事業系廃棄物管理責任者の選任および事業系廃棄物減量等計画書の提出をすること。
 - (6) 大津市開発事業の手續及び基準に関する条例(平成24年大津市条例第6号)、大津市開発許可制度に関する基準および都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に基づく開発許可(令和5年2月20日付け大津市指令都開第R0445号)の内容ならびにその許可条件を遵守すること。
 - (7) 当該届出地の出入口に面する道路は、堅田小学校、堅田中学校の通学路であることから、児童・生徒の登下校時における車両等の出入りに際し、交通誘導員を配置する等の十分な安全対策を図られたい。また、該当校へ事前に説明を願いたい。
 - (8) 危険物の貯蔵等が生じる場合には事前に消防局予防課危険物係に問い合わせること。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和5年7月14日から令和5年8月14日まで

令和5年度職業訓練指導員試験実施公告

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下「法」という。)第30条第1項の規定に基づき、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 試験を実施する職種 園芸科、造園科、森林環境保全科、鉄鋼科、鋳造科、鍛造科、熱処理科、塑性加工科、溶接科、構造物鉄工科、金属表面処理科、機械科、電子科、電気科、コンピュータ制御科、発変電科、送配電科、電気工事科、自動車製造科、自動車整備科、自動車車体整備科、航空機製造科、航空機整備科、鉄道車両科、造船科、時計科、光学ガラス科、光学機器科、計測機器科、理化学機器科、製材機械科、内燃機関科、建設機械科、農業機械科、縫製機械科、織布科、織機調整科、染色科、ニット科、洋裁科、洋服科、縫製科、和裁科、寝具科、帆布製品科、木型科、木工科、工業包装科、紙器科、製版・印刷科、製本科、プラスチック製品科、レーザー加工科、ガラス科、ほうろう製品科、陶磁器科、石材科、麺科、パン・菓子科、食肉科、水産物加工科、発酵科、建築科、枠組壁建築科、とび科、建設科、プレハブ建築科、屋根科、スレート科、建築板金科、防水科、サッシ・ガラス施工科、畳科、インテリア科、床仕上げ科、表具科、左官・タイル科、築炉科、ブロック建築科、熱絶縁科、冷凍空調機器科、配管科、住宅設備機器科、さく井科、土木科、測量科、建築物設備管理科、ボイラー科、クレーン科、建設機械運転科、港湾荷役科、化学分析科、公害検査科、木材工芸科、竹工芸科、漆器科、貴金属・宝石科、印章彫刻科、塗装科、広告美術科、デザイン科、義肢装具科、電気通信科、電話交換科、事務科、貿易事務科、流通ビジネス科、写真科、介護サービス科、理容科、美容科、ホテル・旅館・レストラン科、観光ビジネス科、日本料理科、中国料理科、西洋料理科、臨床検査科、フラワー装飾科、メカトロニクス科、情報処理科、フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科
- 2 試験の科目 学科試験のうち指導方法(職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導および職業訓練関係法規)
- 3 試験の免除 実技試験または学科試験において、試験の全部または一部の免除を受けることができる者は別表のとおり
- 4 受験資格
 - (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができる。
 - ア 法第44条第1項の技能検定に合格した者
 - イ 職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「規則」という。)第45条の2第2項または第3項に規定する者
 - (2) (1)に掲げる者であっても、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられた者
 - イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から2年を経過しない者
- 5 試験日時 令和5年10月5日(木)午前10時30分から正午まで
- 6 試験場所 滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号
- 7 受験手続
 - (1) 受験申請書類 受験申請書(受験票および写真票を含む。)、履歴書、写真2枚(申請前6か月以内に撮影した上半身、無背景、正面脱帽の写真で、縦4センチメートル、横3センチメートルとし、裏面に氏名を記載したもの)および受験資格を有していることを証明する書類
 - (2) 試験の免除申請 試験の免除を受けようとする者は、別表の左欄に掲げる者に該当することを証する書類を添付すること。
 - (3) 申請書類の提出先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
 - (4) 申請書類の提出期間 令和5年8月25日(金)から令和5年9月8日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
なお、郵送の場合は、令和5年9月8日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。
 - (5) 受験手数料 3,100円
 - ※ 滋賀県収入証紙を受験申請書に貼付すること。
 - ※ 試験免除となる場合、手数料は不要とする。
 - ※ 納付された手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。

- (6) 受験票の交付 受験票は、受験申請書類の提出期間終了後に郵送する。
- 8 合否判定の基準 学科試験のうち指導方法について満点の6割以上の得点がある場合に合格とする。
- 9 合格発表 令和5年11月7日(火)に合格者の受験番号を滋賀県公報で公示するとともに、合格者本人宛て通知する。
- なお、口頭による試験結果の開示請求は、次に定めるところにより行うことができる。
- (1) 期間 令和5年11月7日(火)から令和5年12月6日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)
 - (2) 時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
 - (3) 場所 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁東館4階
 - (4) 持参するもの 職業訓練指導員試験受験票および本人であることを証明する書類(運転免許証など)
 - (5) 開示する内容 得点
 - (6) その他 開示できる試験結果は、本人のものに限る。電話等による問合せには、一切応じない。
- 10 その他
- (1) 受験申請書は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課、県内各合同庁舎および県内各職業能力開発施設において交付する。
 - (2) 受験申請書の郵送を希望する者は、1部の場合は切手140円分を同封の上、2部以上の場合は問合せの上、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課に申し込むこと。
 - (3) 試験についての問合せ先 滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 電話 077-528-3755

別表

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に関し、1級の技能検定または単一等級の技能検定に合格した者(バルコニー施工または電子回路接続の技能検定に合格した者を除く。)	実技試験の全部および学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法および関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科または専攻学科(フォークリフト科、建築物衛生管理科および福祉工学科に係る職業訓練指導員試験にあっては、学科試験のうち関連学科)
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者であって、法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。	学科試験のうち指導方法
免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者(法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。)	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者（法第30条第3項に定める職業訓練指導員試験を受けることができる者に限る。）	実技試験の全部
免許職種に関し、応用課程または特定応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
免許職種に関し、専門課程または特定専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学または高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者（当該学科を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。）	学科試験のうち関連学科
規則別表第11の3の免許職種の欄に掲げる免許職種について同表の試験の免除を受けることができる者の欄に掲げる者	規則別表第11の3の免除の範囲の欄に掲げる試験
規則第45条の2第3項第4号に規定する者	実技試験の全部

県営土地改良事業工事完了公告

次の地区の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

地区および事業の名称	工事完了年月日
県営中人大池地区土地改良事業（農村地域防災減災事業（ため池整備事業））	令和4年9月9日

一般競争入札の公告

ファイルサーバ等の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

(1) 賃貸借物品名および数量

- 本番系サイト用ファイルサーバ（搬入、設置、設定、保守等を含む。） 一式
ミラー系サイト用ファイルサーバ（搬入、設置、設定、保守等を含む。） 一式
管理サーバ（搬入、設置、設定、保守等を含む。） 一式
レイヤー2スイッチ（搬入、設置、設定、保守等を含む。） 必要数
遠隔管理用端末（搬入を含む。） 一式

(2) 賃貸借物品の特質等 仕様書および契約書（案）による。

(3) 賃貸借期間 令和6年1月1日(月)から令和10年12月31日(日)まで

(4) 設置場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- 入札参加者に必要な資格等（令和5年滋賀県告示第79号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

営業種目 大分類：役務

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行うこと。申請は随

時受け付けるが、審査および登録までに時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 仕様書に示す機能、性能等を満たす賃貸借物品の提供が可能なる者であること。
 - (6) 賃貸借期間中、賃貸借物品に係る修理および部品供給等を行う体制を整えられる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類等を持参または郵送(書留郵便に限る。)により提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。

(1) 必要とする書類等

ア 2(6)に掲げる要件を満たすことを証する書類(仕様書別紙様式4)

イ 賃貸借物品についての機能証明書(仕様書別紙様式5)およびパンフレット

- (2) 提出期限 令和5年7月31日(月)正午までとする。なお、それ以後においても受け付けるが、この場合には、4(8)の開札の日の前日までに提出するものとする。ただし、(1)に示す必要とする書類等の提出を適正に履行しなかった者の入札および審査に合格しなかった場合の入札は無効になるので注意すること。

- (3) 提出場所 滋賀県総合企画部DX推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3384

4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所および問合せ先 滋賀県総合企画部DX推進課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3384 電子メールアドレス network@pref.shiga.lg.jp

- (2) 入札説明書、仕様書および契約条項を示す期間 令和5年7月14日(金)から令和5年8月8日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで

- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書、仕様書および契約条項については、滋賀県物品・役務電子調達システムにおいて公開する。また、電子メールによる交付を希望する場合は、(1)に示すメールアドレス宛てに、メール表題を「ファイルサーバ等の賃貸借に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。本県において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、上記以外の方法での交付は行わない。

- (4) 入札説明会 入札説明会は行わない。

- (5) 質問および回答の方法等 質問する資格を有する者は、2(1)から(4)までに掲げる入札参加資格を有する者とする。質問がある場合は、質問票(様式は任意)に質問内容を記入し、電子メールにて令和5年7月31日(月)正午までに、(1)に示すメールアドレス宛てに送信し提出すること。その他の方法による質問には回答しない。なお、質問票を提出した場合は、(1)に示す問合せ先に必ずその旨を電話で連絡すること。

質問があった場合には、質問を受理した日の翌日から3日(土曜日、日曜日および祝日を除く。)以内に、質問者へ電子メールにて回答するとともに、滋賀県物品・役務電子調達システムに内容を公開する。

- (6) 入札書の提出期間 令和5年7月14日(金)から令和5年8月8日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から16時まで

(7) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(6)に示す期間内に入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(6)に示す期間内に(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵送による場合 紙の入札書を(6)に示す期間内に(1)に示す場所に必着させること(書留郵便に限る。)。なお、送料は自己負担とする。

- (8) 開札の日時および場所 令和5年8月9日(水)13時30分 滋賀県庁新館7階システム設計室 I A

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、施行令、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)ならびに滋賀県特定調達契約の物品等入札執行要領の規定によるものとする。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法

- (1) 仕様書に示した物品を貸し付けることができると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、滋賀県物品・役務電子調達システムによるくじで落札者を決定する。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを辞退することができない。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。ただし、滋賀県物品・役務電子調達システムにより入札する場合は、委任者から承認を受け、当該システムに委任情報を登録された代理人に限る。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がない場合は、再度の入札を行うことがある。なお、失格となった者または無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日から起算して7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

Main file server (including delivery, installation, configuration, maintenance, etc.), 1 set
Mirror file server (including delivery, installation, configuration, maintenance, etc.), 1 set
Management server (including delivery, installation, configuration, maintenance, etc.), 1 set
Layer-2 Switch (including delivery, installation, configuration, maintenance, etc.), required units
Remote management terminal (including delivery), 1 set

(2) Deadline for tender : 16 : 00, August 8, 2023

(3) For further information, contact : Digital Transformation Division, Department of General Policy Planning, Shiga Prefectural Government, 4-1-1 Kyomachi, Otsu-city, Shiga 520-8577 Japan TEL 077-528-3384

一般競争入札の公告

滋賀県警察情報ネットワーク端末機器の賃貸借について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和5年7月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察情報ネットワーク端末機器(搬入等を含む。) 一式
- (2) 借入物品の仕様等 仕様書による。
- (3) 借入期間 令和6年1月1日(月)から令和10年12月31日(日)まで
- (4) 借入場所 仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
(4) 入札参加者に必要な資格等(令和5年滋賀県告示第79号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。

ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル

イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書および機能証明書

(2) 提出期限 令和5年7月26日(水)正午まで

(3) 提出場所 滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

4 入札執行の日時、場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231(内線2263)

(2) 契約条項を示す期間 令和5年7月14日(金)から同年8月6日(日)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後5時までおよび同月7日(月)の午前9時から正午まで

(3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

(4) 入札説明会 行わない。

(5) 入札書の受領期限 令和5年8月7日(月)正午まで

(6) 入札書の提出方法

ア 電子入札による場合 滋賀県物品・役務電子調達システムを利用し、(5)の入札書の受領期限までに入札すること。

イ 持参による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に持参すること。

ウ 郵便による場合 紙の入札書を(5)の入札書の受領期限までに(1)に示す場所に必着させること。なお、書留郵便に限るものとし、この場合の送料は自己負担とする。

(7) 開札の日時および場所 令和5年8月8日(火)午前11時 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

5 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定による。

(2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。詳細については入札説明書による。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) この入札は、滋賀県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年滋賀県条例第55号)に基づく長期継続契約に係る入札である。契約期間は5年間であるが、議会の承認による債務負担行為を設定していないため、契約期間中の年度において歳出予算が削減される場合がある。その場合は契約を変更または解除することになる。なお、この変更または解除に伴い損害が生じたときは、その損害の賠償を県に請求することができる。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: Police information network terminal equipment, 1 set
- (2) Deadline for tender: 12:00, August 7, 2023
- (3) For further information, contact: Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1-10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520-8501 Japan TEL 077-522-1231 (Extension 2263)

環境事務所告示

滋賀県東近江環境事務所告示第5号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和5年7月14日

滋賀県東近江環境事務所長 奥田 一 臣

- 1 指定する区域の所在地 次に示す土地の一部の区域
東近江市平柳町字北浦514番6および555番1
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし
(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県東近江環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告

土地改良区設立認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第10条第1項の規定により、馬場山寺土地改良区の設立は、令和5年7月7日に認可した。

なお、この処分の取消しの訴えは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に滋賀県を被告として(滋賀県知事が被告の代表者となります。)提起することができる。

令和5年7月14日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 茶野 正 徳

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、マキノ町西土地改良区の定款の変更は、令和5年6月22日に認可した。

令和5年7月14日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

